

せんとくんパフォーマンスチーム派遣運營業務委託仕様書

1. 委託業務名

せんとくんパフォーマンスチーム派遣運營業務

2. 目的

奈良県マスコットキャラクター「せんとくん」を活用した情報発信・PRを行うことで、奈良県への観光誘客を促進する。

3. 委託内容

以下の業務を企画運営すること

(1) 県が指定する行事等におけるせんとくんの操演の実施

・県との協議により契約金額の範囲内で県が指定する行事等への出演を決定し、当該行事等での操演を実施すること。

① 首都圏等で開催するイベント・テレビ番組等への出演（21回程度）

② 関西圏・名古屋圏で開催するイベント・テレビ番組等への出演（6回程度）

③ 県内で開催するイベント・テレビ番組等への出演（27回程度）

・上記の業務を遂行するために必要な体制を整備すること。

① 「せんとくんダンス」を踊れるキャスト及びアテンドスタッフの確保

※操演を実施するキャストは、身長160cm程度以下とし、女性が望ましい。

② 「せんとくん」の操演スケジュール調整

※操演に係る人件費・交通費・宿泊費及び着ぐるみの発送料金などの経費は委託料に含む。

(2) Twitter等SNSを活用したせんとくんの活動状況報告及び奈良県の情報発信の実施

（平均週1回以上更新するものとする）

(3) 貸与物品の管理・メンテナンスの実施

下記の貸与物品を適切に管理し、定期的なクリーニング及び必要に応じた補修等を実施すること。

<貸与物品>

・せんとくん着ぐるみ（菩薩）・・・・・・・・・・・・・・・・・・2体

・せんとくん着ぐるみ衣裳（官服・桜・紅葉）・・・・・・・・・・各2着

・せんとくん着ぐるみ（袴）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1体

・せんとくん着ぐるみ用物品（官服・桜・紅葉・袴）・・・・・・・・一式

(4) オリジナルノベルティの作成及び活用

夏期（令和2年7月～9月）・秋期（令和2年10月～12月）・冬期（令和3年1月～3月）、の各期に合わせたオリジナルノベルティを作成し、せんとくん出演イベントにおいて活用すること。なお、事前にSNS等での告知を行い、効果的な誘客に結びつけること。

・品目：受託事業者の提案を参考に、県と協議の上、決定する。

・数量：各期300個以上

・納期：①夏期分 令和2年 6月19日(金)

②秋期分 令和2年 9月18日(金)

③冬期分 令和2年12月18日(金)

・納付場所：奈良県観光局観光プロモーション課内(〒630-8501奈良市登大路町30)

(5) 実績報告

以下の内容について報告書にまとめ、提出すること。

- ① 出演したイベント等で撮影した画像データと参加したイベントでの業務内容
- ② Twitter 等 SNS を活用した情報発信の内容
- ③ 貸与物品の管理・メンテナンス業務内容
- ④ オリジナルノベルティの内容

4. 業務の予定場所

奈良県内各所及び全国各地

5. 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

6. その他事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の一部または全部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、再委託期間及び再委託の理由等を記載した書面を県に提出し、承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 仕様変更について

受託事業者は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

① 奈良県公契約条例の趣旨に則り、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

(4) その他

本業務の実施にあたっては、県の指示に従うこと。その他、本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。また、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、県と協議すること。